

市第98号議案

横浜市消費生活総合センター条例の一部改正

横浜市消費生活総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市消費生活総合センター条例の一部を改正する条例

横浜市消費生活総合センター条例（昭和49年 6 月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとする。

第 2 条第 1 号中「消費生活の啓発」を「消費者教育」に改める。

第 4 条の 4 中「第 4 条の 2 第 1 項各号」を「第 4 条の 3 第 1 項各号」に改め、同条を第 4 条の 5 とし、第 4 条の 3 を第 4 条の 4 とする。

第 4 条の 2 第 2 項中「消費生活に係る啓発」を「消費者教育」に改め、同条を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（消費生活相談を行う日時）

第 4 条の 2 センターにおいて法第10条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務（法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係るものに限る。）を行う日及び時間は、規則で定める。

第 5 条の前に次の 5 条を加える。

(センター長及び職員)

第 4 条の 6 指定管理者は、センターに、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(消費生活相談員の配置)

第 4 条の 7 指定管理者は、センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 4 条の 8 指定管理者は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 4 条の 9 指定管理者は、センターにおいて消費生活相談等の事務（法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務をいう。次条において同じ。）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 4 条の 10 指定管理者は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適

切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(横浜市消費生活条例の一部改正)

2 横浜市消費生活条例（平成8年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第45条の2中「消費生活の啓発」を「消費者教育」に改める。

提 案 理 由

消費者安全法の一部改正に伴い消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める等のため、横浜市消費生活総合センター条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市消費生活総合センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 （第 1 項省略）

2 センターは、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する消費生活センターとする。

（事業）

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費者教育に関すること。
消費生活の啓発
（第 2 号から第 7 号まで省略）

（消費生活相談を行う日時）

第 4 条の 2 センターにおいて法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務（法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に係るものに限る。）を行う日及び時間は、規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第 4 条の 3 （第 1 項省略）
第 4 条の 2

- 2 指定管理者は、横浜市の消費生活に関する施策の方針を理解し、消費者教育及び消費者の主体的活動の支援並びに消費者被害救済のための事業を行っているものでなければならない。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

（指定管理者の指定等の公告）

第 4 条の 4 （本文省略）
第 4 条の 3

（管理の業務の評価）

第4条の5 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合
第4条の4 を除き、その指定の期間において、第4条の3第1項各号に掲げ
第4条の2第1項各号るセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価
を受けなければならない。
(センター長及び職員)

第4条の6 指定管理者は、センターに、センターの事務を掌理す
るセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置か
なければならない。
(消費生活相談員の配置)

第4条の7 指定管理者は、センターに、法第10条の3第1項に規
定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不
当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号
）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）
を消費生活相談員として置かなければならない。
(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第4条の8 指定管理者は、消費生活相談員が実務の経験を通じて
専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ご
とに客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用
することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に
鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。
。
(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第4条の9 指定管理者は、センターにおいて消費生活相談等の事
務（法第8条第2項各号に掲げる事務をいう。次条において同じ
。）に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会

を確保しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第4条の10 指定管理者は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

横浜市消費生活条例（抜粋）

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

第45条の2 市は、横浜市消費生活総合センター（横浜市消費生活総合センター条例（昭和49年6月横浜市条例第39号）に基づき設置された施設をいう。）を、消費者教育、消費生活に関する相談及び苦情の処理等の事業を実施し、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与するための拠点施設とするものとする。

消費者安全法（抜粋）

(消費生活センターの組織及び運営等)

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- (1) 消費生活センター（前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
- (2) 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
- (3) その他内閣府令で定める事項

(第2項省略)